

○財務省告示第三百四十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十四年十月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年十一月六日

財務大臣 城島 正光

一 名称及び記

利付国庫債券（十年）（第三百二十五回）

二 発行の根拠

の法律及びその  
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九

年法律第二十三号）第四十六条第一項、第四十七条及び第六十条

三 振替法の適用等

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けけるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非



十 発 行 日	九 振 替 単 位	八							七																							
		最 低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 格 格 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行 入	非 競 争 入	入 札 発 競	価 格 競 争	払 込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 格 格 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行 入	非 競 争 入													
平成二十四年十月九日	振替法の規定による最低額面金	五万円				円	千七百九十四億三千六百七十万	五十四億二千八百八十八万八千円	二兆二千二百二億二千六百三十八											百八十九億円	国債について、額面金額で千七	条の規定に基づき発行した利付	特別会計に関する法律第四十七	三億九千六百万円	国債について、額面金額で五十	条の規定に基づき発行した利付	特別会計に関する法律第四十七	千八百五万五千六百十五億三	面金額で一兆五千六百十五億三	行した利付国債につきは、額	十二条第一項の規定に基づき	三千七百五十五万円、同法第六

十 十  
三 二

十 一  
ロ イ

の 経 利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 価 発  
払 過 行 争 非 者 特 国 発 競 札 格 行  
込 利 入 価 ・ 別 債 行 争 発 競 行  
み 子 率 札 格 第 参 市 及 入 行 争 格

額 銭 額  
面 以 面  
金 上 金  
額 の 額  
百 所 百  
円 円 に  
に ぞ 円  
つ れ の  
き 百 円  
百 円 三  
十 十 八  
銭 格

(一) 年 ○  
募 入 八  
決 定 の セ  
通 知 を  
受 け た 者  
は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算 者  
は 、 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二  
式 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 込  
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{19}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得が源泉徴収されるに  
もとの記載又は記録さるるの  
座についで載し、前記(一)の  
にり算出た金額(一)の該金  
よりに百分の二・三から該金  
額に金額の(一)の該金乗  
じられたる者債  
を發行時に  
が非居住者  
る場合は、  
よる算出た  
住者又は  
ける所得税  
金の受居に

十四 初期利子

額)を控除することができ。

平成二十五年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する

十六 償還金額

平成三十四年九月二十日額面金額百円につき百円

十七 償還金

日本銀行

十八 払場所

財務大臣から通知を受けた者

十九 入札参加

平成二十四年十月九日

払込期日